

令和三年一月十日発行
皇學館論叢第五十三卷第四号 抜刷

『近代政教関係の基礎的研究』の位置

——方法と課題との関連で——

新
田
均

『近代政教関係の基礎的研究』の位置

——方法と課題との関連で——

新田均

□ 要 旨

筆者の博士論文『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂、平成九年）が筆者自身の研究史に占めている位置について論述する。この論文で用いた方法は以下の三つである。(1) 今日（博士論文執筆当時）の学説と過去の実態とを対比する。(2) 今日の日学説と過去の学説とを対比する。(3) ある学説群を、その発生、展開、完成という観点から捉えて、一つの歴史研究の対象として相対化し、その問題点を明確化する。結論は以下のものである。①、「国家神道」という用語を、近代日本の政教関係の全体を包含する用語として用いることは不適切である。②、「国家神道」に代えて、「公認教制度」あるいは「日本型公認教制」という用語を用いることを提案する。最後に、この本をまとめたことよって見えて来た課題を説明する。

□ キーワード

国家神道 公認教制度 演繹的方法 帰納的方法

はじめに

本誌に掲載した拙論「『国家神道』研究史の整理について」と「『国家神道』研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い」で述べたことを振り返ると以下のようなになる。

1. 昭和六十三年四月の皇學館大学への赴任以降、「国家神道」研究史の整理の必要性を感じはじめた。その作業を始めてみて、改めて「国家神道」を戦争の元凶とすることを自明の理とする「国家神道」論への疑問を感じるようになった。

2. その疑問に答えるために、「国家神道」を戦争の元凶とみなして解体したとされる「神道指令」の検討を始めた。
3. それによって、「神道指令」の最初の研究者であったW・P・ウッダードの著作に出会い、彼が「神道指令」が戦争の元凶として廃止しようとしたものは「国家神道」ではなく、「国体狂信主義」であると主張していることを知った。

4. そこで、彼の見方を取り入れるために、「神道指令」の対象に「国家神道」以外の用語を用いて「国家神道」研究の整理を進めるという方法も考えたが、ウッダードの主張が全く無視されている研究状況を考慮せざるを得なかった。

5. この課題を解決するために、百地章氏の「広義の政教分離」と「狭義の政教分離」という概念区分を参考にし、て、「広義の国家神道」と「狭義の国家神道」という術語を用いて「国家神道」研究史を整理することにした。

6. 「5」の見通しは、実は、平成二年の時点ではほぼ立っていた。それをとりあえず試論として発表したのが、「国

家神道」概念について」（神道史学会、平成二年六月三日）だった。

7. この発表を論文化するのに九年弱の時間を要した。その理由は、ウツダードについての研究を先に仕上げる必要があったのと、「広義の国家神道」の発生地点を確定する必要を感じはじめ、その手始めとして、加藤玄智の研究に着手したからである。

8. 加藤から手を付けた理由は二つあった。一つは、ウツダードが昭和四十年の段階では「国体狂信主義」と加藤玄智の「国体神道」を同一視していたからである。もう一つは、「神道指令」を扱った研究において、彼の「国家的神道」論が「神道指令」に影響を与えたと言われていたからである。加藤を研究したことによって、二つのことに確信をもった。一つは、加藤玄智こそ「広義の国家神道」論の原点に位置する人物であること。もう一つは、「広義の国家神道」論が「幻想」であることである。

これが平成七年当時の私の到達点だった。^①そのままの流れであれば、平成八年は、平成二年に発表した「国家神道」概念について」以来の宿題を果たすために、この発表の論文化に取り組むはずだった。ところが、実際の論文化は平成十一年になってしまった。その理由は、恩師の阪本是丸先生から、それまで書いてきた論文を博士論文として纏めることを勧められ、その執筆に一年間を要したからである。^②その作業の結果、「国家神道」研究史の論文化の前に解決しておかなければならぬいくつかの課題が見え、そちらから先に取り組まなければならなくなった。その課題とは何だったのか、そもそも、博士論文の執筆は、私自身の研究史の上でどんな意味をもったのか、それを説明するが本稿の目的である。

一、博士論文の基本構造の確定とその影響

博士論文の作成作業というのは以下のようなものだった。

- ① それまで公表して来た論文を、問題意識や扱っている対象の共通性によってまとめる。
- ② それを部や章という形にして、論文相互の関連性が明確になるように文章を修正する。
- ③ 全体を貫く問題意識を明確にして論文全体の題を考える。
- ④ 序章で論文全体と各部・各章の課題を示し、終章で結論と今後の課題を述べる。

この作業過程を終えて、私は「終章 本書の結論と今後の課題」(三四二―三四六頁)において、この論文の要点として以下の三点を挙げた。

- ① 私がそれまで行って来た研究は、「国家神道」という用語の下に組み立てられていた「既存の理論体系を崩す作業であった」。
- ② その解体作業の結果、「国家神道」という用語を、近代日本の政教関係の全体を包含する用語として用いることは不適切であるとの結論に達した。

③ そこで、「国家神道」に代わる用語を設定する必要性を感じ、とりあえず「公認教制度」あるいは「日本型公認教制」という用語を用いることを提案した。

①の解体作業は四部構成の体裁をとって行われているが、方法の違いという点から見ると、三部構成となっている。

- (1) 第Ⅰ部「明治期の神道政策と浄土真宗」と第Ⅱ部「明治憲法制定期の政教関係」は今日(論文執筆当時)の学説

と過去の実態とを対比することで今日の学説の問題点を明らかにするという手法をとっている。

(2) 第三部「天皇主権論者の政教関係論」は今日の学説と過去の学説とを対比することで今日の学説の問題点を明らかにするという手法にたっている。

(3) 第四部の「国家神道」論の二つの原点^③では、以下のような手法を用いている。ある学説群を、その発生、展開、完成という観点から捉えることを目的として、その原点を見定める。他方で、その学説群への批判的拠点を確保するために、主流化しなかった学説の意義を掘り起こす。こうして、ある学説群を一つの歴史研究の対象として相対化し、その問題点を明確化する。

(1)の手法は、歴史学では極普通の手法で、私は修士論文の執筆の時からこれを用いて来た。^③(2)(3)の手法は、「国家神道」研究史の整理について^④(本誌第五十三巻第二号)で説明したような事情に迫られて、やむなく用いるようになった。他の分野のことはよく分からないので何とも言えないが、近代日本の政教関係の分野で、この手法を用いているのは、恐らく私だけが、少なくとも私が始めたものであることは間違いないだろう。^④

博士論文執筆後の私の論文では、この三つの手法が組み合わされている。その典型が、平成十五年二月刊の『現人神』『国家神道』という幻想^⑤(PHIP研究所)である。ただし、博士論文後の個別論文を敢えて三区に分けるとすれば以下のようになる。

(1)の手法による論文…平成二十六年十一月「島蘭進「国家神道」論再考―内務省神社局編『国体論史』(大正十年一月)の意味するものは何か―」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五一号)。

(2)の手法による論文…平成十一年十二月「織田萬の著作における政教関係類型論の変化について」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第二八号)…平成十五年十一月「織田萬の「神社公法人」説と「神社非宗教団体」説」(『國學院雑誌』第

一〇四卷第十一号)・平成二十八年十二月「新旧皇室典範における「皇統」の意味について」(『日本法学』第八二卷第三号)・令和二年六月「明治憲法下の政教関係」(『憲法研究』第五一号)。

(3)の手法による論文…平成十一年二月「国家神道」論の系譜(上)」(『皇學館論叢』第三二卷第一号)・平成十一年四月「国家神道」論の系譜(下)」(『皇學館論叢』第三二卷第二号)・平成十七年六月「国家神道」研究の整理」(『神道史研究』第五三卷第一号)・平成二十五年十月「最近の動向を踏まえた「国家神道」研究の再整理」(『宗教法』第三三号)。

このように整理してみると、(2)の手法は主に憲法・行政法の分野の研究者の業績を分析する際に用いていることが分かる。(3)の手法は、そもそも「国家神道」研究史の整理という目的から生まれたもので、博士論文では、最終到達点(村上重良「国家神道」論)を見定めた上で、その出発点を確認する(加藤玄智「国家的神道」論)とともに、それを相対化し、批判的に検討する視点を示した(W・P・ウッダード「国体狂信主義」論)に留まる。したがって、次に、最終到達点と出発点とを結び、最終到達点以降を展望するというのは当然の成り行きだったが、すぐにそこに向かわなかったのは、先に解決すべき課題が出てきたためである。

二、基本的問題意識と各部各章の個別課題

前節では、博士論文の執筆によって自覚化された私の方法論を説明し、それが後の業績にどのように繋がっていたのかを述べた。この節では、改めて私の方法論の基礎にあった問題意識を確認し、その上で、基本的な問題意識が個々の検討対象にどのように繋がっているのかを述べる。

まず、序章「本書の課題と構成」の冒頭で、本論文が近代日本の政教関係を論じる際に用いられる「国家神道」と

いう用語に焦点を当てたものであり、この用語に対する常識を形成した宗教史学者の村上重良と憲法学者の宮沢俊義の「国家神道」論の検討を目的としていることを述べた。そして、両氏の説の適否を検証する方法として、両氏の議論から主要な論点を抜き出し、それを過去の実態に照らすという方法を採用すると説明した。

この説明をそのまま素直に実行しているのが、第Ⅰ部と第Ⅱ部である。第Ⅰ部で取り上げ、検討したのは、「国家神道」という用語を用いることで、ほぼ自動的に導かれ、それゆえに従来検討されることのなかった「被抑圧者、抵抗者、不本意な協力者」という仏教の位置づけである。その検討のために組上に載せたのが、信教の自由・政教分離を唱えたことで有名な明治初期の代表的仏教者である島地黙雷の思想と行動である。より具体的に言えば、彼の政教関係と神道に対する考え方とその変遷、彼が唱えた「神道非宗教論」を政府が採用するに至った経緯、明治前期の政教関係の形成される過程での浄土真宗教団の役割を検討した。

第Ⅱ部で取り上げ、検討したのは、村上重良「国家神道体制」論の核をなしている大日本帝国憲法についての解釈である。村上論では、帝国憲法によって、「国家神道」が「超宗教」の国家祭祀として神仏基の公認宗教の上に「君臨」する「国家神道体制」が成立したとされ、この「国家神道体制」の上部構造をなす「国家神道」は、神社神道と皇室神道を「直結」して形成されたことになっている。そこで、この「国家神道体制」論のキーワードである「超宗教」「君臨」「直結」を念頭において、帝国憲法制定期の実態を以下の三点について検討した。

- ① 帝国憲法制定の中心者であった井上毅の神道政策構想と、宗教行政の担当官庁であった内務省の当時の神道政策構想はどのようなものだったのか（第四章）。
- ② 神仏基を公認した管長制度はどのような意図の下に立案されたのか（第五章）。
- ③ 憲法制定を前にした神社政策の転換は、どのような意図に基づくものだったのか（第六章）。

第三部で取り上げ、検討したのは、宮沢俊義「国家神道」論の核をなしている大日本帝国憲法についての解釈である。宮沢論では、明治憲法は天皇主権の憲法であり、しかも神勅がその根拠とされたが故に、神社神道に国教的地位が与えられ、国民にその礼拝が強制されたことになっている。この説が正しいとすれば、天皇主権論を唱えた学者たちは、神勅を根拠として、国民に対する神社礼拝の強制を正当化する議論を展開していなければならない。そこで、戦前における代表的な天皇主権論者である穂積八束（第七章）と上杉慎吉（第八章）の議論を検討した。「序章」では、宮沢説についても「実態に即した議論であるかどうかを検討する」と述べているが、実際に用いた方法は(1)ではなく(2)だったことを本論を執筆している中で気づいた。

第四部では、「国家神道」論、あるいは「国家神道」というキーワードそのものを歴史研究の対象として捉え、その発生地地点と、これに対する異論の発生地地点を明確にすることを試みた。前者については加藤玄智の「国家的神道」論（第九章）、後者についてはW・P・ウッダーの「国体狂信主義」論（第十章）を取り上げた。

三、結論と課題

本節では、前述の検討によって、如何なることが明らかとなり、次にとどのような検討課題が現れて来たのかを、「一章 本書の結論と今後の課題」（三四二―三四六頁）に基づいて述べる。

第一部での検討を経て、浄土真宗には近代日本の政教関係の形成主体としての位置づけが与えられるべきだとの結論に至った。その理由は、近代日本の政教関係の二大原則である「神社非宗教」論と管長制度が、いずれも浄土真宗の主張に沿って、神道や他の仏教の要求を退ける形で政府に採用されたからである。この結論に基づいて、このよう

な浄土真宗の位置づけを表現し得ない「国家神道」という用語を近代日本の政教関係の全体を包含する用語として用いるのは不適切であると主張した。

第Ⅱ部での検討を経て、神社神道と皇室神道とを「直結」して「国家神道」が作られたという議論は成り立たないと結論づけた。それは、帝国憲法制定期には、大多数の神社は政府とは無関係な状態に置かれ、主要な神社に関して国家財政から切り離され、極一部の神社だけでも皇室と直結しようとするささやかな試みさえ、政府は採用しなかったからである。また、「皇室神道」や「神社神道」を「超宗教の国家祭祀」にしようとする意図もなかったことが、内閣や枢密院での議論から明らかとなった。さらに、「皇室神道」や「神社神道」を神仏基三教の上に「君臨」させる意図もなかったことが、管長制度の採用に関する史料の検討から判明した。したがって、帝国憲法制定期に「国家神道体制」が成立したとする村上説は成り立たず、帝国憲法制定期は、むしろ、戦前において、政府が神社に対して最も「冷淡」だった時期ではないかという問題提起を行った。

第Ⅲ部での検討を経て、天皇主権論者は神社参拝を国民に強制すべきだとは主張しておらず、天皇主権論と「神社神道」との直結は行われていないと結論づけた。はっきり言えば、皇室神道や神社神道は天皇主権論とは無関係だった。その理由は、穂積の天皇主権論は家を中核とする「祖先教」論に依拠しており、上杉の天皇主権論は天皇唯一神論に依拠しているため、いずれの議論においても日本の神々や神社を天皇主権の根拠とする論理的必然性が無かったからである。

第Ⅳ部での検討を経て、戦前の政教関係の全体を指す用語としての「国家神道」（広義の国家神道）の原点は加藤玄智であり、しかもそれは、現状の説明というよりも、現状批判の論（理想の提示）として言い出されたと結論づけた。また、W・P・ウッドワードの「国体狂信主義」論は、「国家神道」を含めた「神道」と、神道指令が解体の対象とし

た「国体狂信主義」との区別を力説した点、「国体狂信主義」を一九二〇年代後半（または三〇年代）から一九四〇年代前半までの限られた現象とした点において、極めて重要な論点を含んでいると指摘した。この指摘を、今の私が言い直すとすれば、W・P・ウッドワードの議論こそ、戦後の「国家神道」論批判の原点とされるべきものだ、ということになる。

以上の結論を書き終えて、当時の私は、今後の課題として次の四つを挙げている。一つ目は、葦津珍彦氏が明治・大正を経て昭和のはじめに至るまで「神社非宗教」論が「無風状態」に置かれていたと主張していることを受けて、そのような強固な社会意識の形成を江戸時代に遡って検討することである。しかし、その後の私の研究は、時代を邁る方向には進まず、むしろ時代を降って、「神社非宗教」論が批判に晒されるようになる経緯について検討することになった。

二つ目の課題は、「国家神道」が近代日本の政教関係の全体を包含する用語として不適切であるならば、どのような用語を用いるのがふさわしいのか、自ら示すことである。これについては、とりあえず、当時ヨーロッパでも一般的であった「公認教制度」の範疇に入ると仮定した上で、本当にそれによいのかをいくつかの論点について検討していくことである。その論点とは、帝国憲法制定期に確立された宗教行政の諸原則の再確認、その後の運用実態、同時代のヨーロッパ諸国の制度・運用との比較、昭和期に政府が行ったとされる宗教弾圧の意図と実態などである。

三つめの課題は、戦前において、宮沢俊義が述べている「帝国憲法は国民に神社の参拝や信仰を強制するものだった」という解釈を主張していたのは誰だったのかを見つけることである。もう少し具体的に言えば、誰が、いつから、どのような経緯で言い出し、その主張が政府の政策にどのようなようにして、どの程度の影響を与えるようになったかを明らかにすることである。これについては、面白いので、結論だけを先に言えば、言い出したのは、宗教学者では加藤

玄智であり、憲法学者では宮沢俊義自身だった。

最後の四つ目の課題は、「国家神道」論史の整理の完成である。これについては「国家神道」論の系譜（上）（下）で一応完成させ、その後に発表した「国家神道」研究の整理、「最近の動向を踏まえた「国家神道」研究の再整理」で修正を加えている。

おわりに

前記の四つの課題に取り組もうとした時に最も困難を感じたのは、それらの課題が広く深く、私一人の手には余るということだった。そこで考えたのが、当時、近代日本の政教関係についての研究の第一線で活躍していた研究者の方々の知恵を借りるという方法だった。皇學館大學神道研究所主催のシンポジウム「近代日本の政教関係の枠組みをめぐって―特に「国家神道」を中心として―」（平成九年十月二十五日）は、このような理由で企画された。

註

- (1) 平成七年七月「W・P・ウッダードの「国体狂信主義」論」『谷省吾先生退職記念神道学論文集』（国書刊行会）。平成七年十月「加藤玄智の国家神道観」『宗教法』第一四号。この年、私は、絶版となつて久しかった葦津珍彦『明治維新と東洋の解放』を皇學館大学の学生のために、皇學館大学出版部から復刻し、解説を書いている（平成七年八月）。また、平成七年九月には、坂本多加雄『象徴天皇制度と日本の来歴』（都市出版）が刊行され、それも読んでいた。この時期にこの二冊に関わつたことは、平成十五年二月刊『現人神』「国家神道」という幻想の土台の一つになっている。

『近代政教関係の基礎的研究』の位置（新田）

(2) 平成九年四月『近代政教関係の基礎的研究』(大明堂)。以下、本文中の()内の頁数は、特に註を付さない限り、本書の頁数を指す。

(3) 修士論文「明治前半期の宗教行政の変遷とその意義」(昭和五十九年十二月、早稲田大学大学院政治学研究科に提出)。この論文の位置づけと意義については、稿を改めて論じる。

(4) この論文で私は比較憲法学会から田上穰二賞を与えられた。外国の憲法との比較研究を旨とする学会から賞をいただいたわけである。確かに、この論文では明治憲法の成立期も扱ったし、政教関係や政教分離は憲法の主要課題ではある。外国の政教関係との比較の必要性についても言及した。しかし、外国憲法との比較そのものを行っていないわけではなかったので、いただいた當時は、感謝の気持ちとともに、申し訳ないような若干の違和感があった。ただ、今改めて考えてみると、「比較」という手法の可能性を広げ、今日の学説の問題点を、複眼的な比較の観点から明らかにしようとした点が、この学会の賞として相応しかったように思う。

(につた ひとし・皇學館大学現代日本社会学部教授)